

犯罪被害者の実情と想いを知る

Knowing the facts and the thoughts of the crime victims

中野 明人

はじめに

本論文は、刑務所や少年院など矯正施設で行ってきた「被害者の視点を取り入れた教育」¹²の講話や講義に加筆したものである。加害者側に対して行う教育の一部であり、被害者の実情を踏まえて、加害者にいかに被害者の心情を理解させるかということに主眼を置いて述べている。

被害者支援の重要性や必要性については、年々理解が深まる一方で、社会において被害者そのものについて十分理解がされているとはいえない現状において、加害者側である受刑者や少年においても、まだまだ被害者に対する理解が進んでいるとはいいたくないのが現状である。

被害者支援については、被害者に直接関わる方法と、間接的に被害者に還元させる方法があると筆者は考える。日ごろの被害者支援活動は前者であり、矯正施設における講義や講話は後者であり、ともに被害者支援に資するものと考え。一人でも多くの加害者が被害者の置かれた実情を知り、自身の犯罪・非行を振り返り、二度と同じ過ちを繰り返さないという気持ちを強く抱き、それを維持し続けることが被害者支援にもなりうるのではないかと考え、刑務所や少年院で「被害者の視点を取り入れた教育」に取り組み早8年が経過する。

被害者の置かれた実情を概観し、被害者の心情を知ること、加害者が何を思い、何を知り、何を考えるか。特に、反省する意欲に乏しい受刑者たちが多い刑務所では、被害者の思いを伝えることに腐心するが、少年院などにおいてはダイレクトに反応を感じることも多く、早期に対応し教育することの必要性も痛感する。

今回はまず被害者の実情について説明し、次に、そのことを知ることで加害者たちに考えてほしいこと、感じてほしいことを3つにまとめている。最後には、これまでの講演・講話活動の後に加

¹刑務所では、殺人・傷害致死等の人の生命・身体を害する罪による受刑者であって、被害者や遺族等に対する謝罪の意志の低い者に対して特別改善指導として「被害者の視点を取り入れた教育」を実施し、自己の犯した犯罪を振り返り、被害者等がどれほど大きな身体的・精神的な被害を受けるかを認識・理解させた上、被害者等へのしよく罪の意識を換気し、謝罪など具体的方法を考えさせる指導を行っている。

²少年院では、従来から、在院者が将来再非行をしないように教育するには、まず、自分の非行行為やそれが他人に及ぼした影響等について反省させることが更生の出発点になるとの観点から、在院者に反省の気持ちを持たせるための指導を様々な処遇場面で日常的に行ってきたが、被害者の苦痛や心情に対する理解を深めさせるために従来から実施してきた様々な指導を一層強化するようになり、現在では、それら指導を「被害者の視点を取り入れた教育」として体系的に実施している。

害者の書いた受講記録の一部を抜粋し紹介する。

1. 犯罪被害者が置かれている実情

1) 被害者はある日突然、それまでの平穏な生活を奪われる。

多くの混乱から危機的状況に追い込まれる。(全く経験したことがないことや、想像すらしたことないことの連続)。つまり毎日が非日常となってしまう。テレビや映画で見る、犯罪の場面と実際の被害経験では大きく異なる。よく、「不審な人を見かけたら大声を出しなさい。」というが、実際の場面では、全く声を出すことができないのが実情である。このようなギャップに、被害者たちは、最初大きく戸惑う。

また、予想や経験したことがない世界に、ある日突然引きずり込まれてしまうことで、どうしていいのかわからないことに次々見舞われ、大きな混乱をもたらす。そのことが原因で、普段それまでできていたことができなくなる。

例えば、「被害者が犯罪により命を奪われた場合」では、本来は喪失感や絶望感でいっぱいなのであるが、現実にはそんな感情を感じるゆとりはない。警察や病院との対応に追われ、その合間を縫って葬儀の手配をする。マスコミは容赦なく、取材を申し込み、どのように応対しているのかわからないうちに、報道被害を受けることもある。故人との別れどころか、次から次に、言われるがままに決断・決定をし、目の前の作業(スケジュール)をこなしていくことがやっとなのである。

「本当は、ちゃんと別れをしたかった。」「1分でも1秒でも故人のそばに居たかった。」「余計なことを言ってしまった。知られたいくないことまで広まってしまった。」

被害者の遺族は、そういった後悔にさいなまされる。そして、本来最初に感じるべき、悲しみや苦しみが、少し遅れて襲ってくる。このズレは、また被害者の遺族を苦しめることになる。

また、被害者が命までは奪われなかった場合でも、生き残ったことへの罪悪感(サバイバーズ・ギルト³⁾)やさまざまな困難に苦しむ。

そして、現実的な問題にも直面する。怪我や病気をしてしまうと、仕事を休み、治療や手術のために医療費を支払わなければならない。仕事も長く休むことで退職に追い込まれたり、また、今までのようなペースで仕事ができないことで、自分自身を責めてしまい、病気になってしまうこともある。

事件によっては、マスメディアの取材におわれることもある。一時も安心して普通の生活できず、逆に、何かに追われているように感じることもさもある。

2) 被害者がおかれている実情

被害者たちが置かれている実情をいくつかの視点でまとめると以下の4つの立場にまとめることができる。

■ 情報面における被害者がおかれた立場：マスコミの取材報道によるストレスや、事実と反す

³災害や事故、戦争等で周りの人間が助からなかったのに自分だけ助かった、というときに感じるどうしようもない罪悪感のことをいう。特に肉親や家族などを亡くした者、悲惨な死を目撃した者は、自分が命をかけてその人を救おうとしなかったとか、死に行く人の求めに応えることができなかったことに苦しむ。近年では、2001年の同時多発テロや2005年のJR福知山線脱線事故で注目された。

る報道による名誉が傷つけられたり、精神的苦痛を受ける。

- 精神面において被害者がおかれた立場：精神的なダメージは目に見えない分、気づかれにくい。一生精神的に立ち上がれないほどの痛手やショックを受け、社会的に孤立する人が出たり、精神的な病気になるケースもある。
- 経済面において被害者がおかれた立場：治療代、手術代、亡くなった場合は葬儀の費用やそれ以後発生する法事など、あらゆる場面で、まず最初に経済的な問題に直面する。加害者が不明な場合や支払う能力がない場合は支払いを求めることができない。自賠責保険や「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」、労働者災害補償保険による支援もあるが十分でない場合が多い。
- 法廷において被害者の置かれた立場：刑事司法における被害者の立場は、最も改善の進んだ部分である。被害者やその家族に配慮し、保護を図ることを目的として、刑訴法等改正法や犯罪被害者保護法により、証人の負担を軽くする措置、被害者等による意見の陳述、検察審査会に対する審査の申し立て、裁判手続き傍聴のための配慮、訴訟記録の閲覧および謄写、民事上の争いについての開示訴訟手続きによる和解、被害者等が刑事裁判に参加する制度、被害者等に関する情報保護、損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度などが定められている。⁴また、資力不足のため被害者参加弁護士を選定できない被害者参加人に対し、国選被害者参加弁護士制度⁵も設けられた。

2. 被害者に起こりやすい反応

被害者は、突然に被害にあうことで、だれにでも心や体の変化を生じることがある。これまでに体験したことがないような感情が出てきてとまどったり、ドキドキしたり、イライラしたり、不安で眠れなかったりする。

こういった反応は事件や事故のあとに、誰にでも起こりうる正常な反応であり、多くの人が体験する。つらい体験は、一度には受け入れることができないものであり、心や体の変調は、事件に遭ったショックを徐々に受け入れようとする途中で起きる。

子どもたちが被害にあったとき、事件ごっこを一時的にしたり、事件や事故の絵を描いたりすることがあるが、これは、こういった行動を通して、事件や事故を克服し、乗り越えようとしているのであり、決して悪い行動ではない。禁止しないで見守ることが大切である。

何度も同じことが頭に浮かんでしまったり、夢や、悲しいことが起こった時と同じ感じになったとしても、そのこと自体は正常である。

1) 心理的にあらわれる反応

- ① 憂うつ感、悲哀感 頻繁に生じる。きっかけの有無にかかわらず悲しみの波に襲われる。無感動になり喜びを感じない。ものごとに興味関心をもてない。

⁴性犯罪の被害者や年少者などが法廷で証言する際、負担を軽くするため、保護者やカウンセラーが付き添ったり、証人と被告人・傍聴人の間についたてを置いたり、証人は別室においてテレビモニターを通して証人尋問を行う（ビデオリンク方式）などの措置がとられる。性犯罪の被害者の氏名・住所などは、公開の法廷で明らかにしない配慮される。また、被害者やその家族などが希望する場合は、被害感情や事件に関する意見を法廷で述べたり、裁判を優先的に傍聴することができる。被害者が加害者に対して民事訴訟を起す場合、加害行為を立証するために、裁判中の刑事事件記録を閲覧・謄写することができるなどといったことが認められている。

⁵ただし、この制度を利用することができるのは、資力が一定の基準額（150万円）に満たない被害者参加人に限られる。

② 罪悪感 「生存者の罪悪感」と「自分が死に関係があると感じる」、2つに分けられる。特に子どもを亡くした親は特に頻繁に感じる。

③ 怒り 事件や事故に巻き込まれた遺族に生じやすい。怒りは生きている家族や友人、知人、医者や援助者、加害者、警察官、司法関係者、時には死者自身に向けられる。男性は悲しみを抑え込み怒りとしてあらわすことが多い。死に対する反応の相違から怒りが家族に向けられる場合、遺族同士が傷つけあう結果にある。

死者に対する怒りは、自己嫌悪や罪悪感とあいまって強い苦しみをもたらす。死をもたらした状況に死者自身が関係する場合、死者に対する怒りが生じやすい。怒りの感情は非常に激しく、周囲の理解を得にくいので、社会的孤立につながることもある。

④ 死者へのとらわれ 亡くなった者がいまだに生きているように感じ行動する。死者のことが頭から離れない。幻聴や幻覚がでることもある。

2) 身体的にあらわれる反応

① 睡眠障害、夢 睡眠障害が長期にわたって起こる。眠りにつく前の空白の時間に生じる、死者や死に関するイメージへの恐れが原因。「眠れない」「眠りが浅い」「夜中にしばしば起きる」。死者に関する夢は、死そのものや死者の苦しみに関するものが多く、遺族を苦しめる。

② その他の症状 喉が締め付けられる感じ、息切れを伴う窒息感など呼吸器への反応。動機や不整脈など循環器症状。腹痛や胃もたれ、食欲不振、吐き気、嘔吐、下痢、便秘など消化器症状。頭痛、四肢の脱力感、虚脱感。

3) 社会的な症状としてあらわれること

① 社会からの引きこもり 身体的症状により社会参加ができなくなる結果引きこもりとなる。被害直後の引きこもりは、傷つきを避ける役割を果たすが、長期にわたると回復の過程に問題をきたす。

4) 被害者の再適応・再構築期 時間の経過とともに被害前の世界観が過去のものになり、目の前の現実に徐々に適応して生活ができるようになる。新しい考え方や、興味の対象が生じたり、新しい目標が出てくることもある。過去の重きを置いていた生き方から、現状を受け入れて未来の計画を立てる生き方への、視点の変換が生まれる。

3. 二次被害

二次被害とは、事件の関連したことで周囲からさらに傷つけられる被害をいうが、多くの被害者たちが二次被害で苦しめられる。

被害者支援都民センターの調査では、二次被害を受けた相手は「近所の人から」が58%、警察が51%、弁護士が40%、以下親戚から、検察庁から、職場から、裁判所から、マスコミからと続く。被害者支援センターからも12%とある。

具体的内容は、全般的に被害者の心情に配慮しない言動が多い。たとえば捜査機関からは加害者をかばうような言動があったり、休憩なしで事情聴取がなされたり、弁護士がすぐに人の命をお金に換算しようとしたこと、職場や家族からの叱咤激励などがある。

⁶平成18年度被害者支援調査研究事業「今後の被害者支援を考えるための調査報告書 - 犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から -」2007年3月東京都公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体特定公益増進法人社団法人被害者支援都民センター

また、捜査機関や専門家に対しては、捜査機関の説明不足、依頼した弁護士が遺族の意見を全く取り入れない、病院の死亡診断書の信頼性の問題などがある。

身近な人からは「子どもを守れなかった」「加害者からできるだけお金を取れ」「亡くなったのは運命」「～さんが生きてたら何歳」「保険金が下りてよかったね」「命があっただけでもよかったね」などと、言葉をかけられ傷ついたといったケースも多い。

4. 被害者の苦しみはどこから生まれるのか

被害者は、自分たちと時間の経過とそれ以外の時間の経過に大きなズレを感じ始めることで苦しみが広がる。

それは、今まで周囲にいた人がどんどん離れていく感じであったり、今まで理解してくれる人と思っていた人が裏切る感じだったり、さまざまな形で生じる。

また、2で述べたように、これまで自立して生きてきたのであるがそれが犯罪被害によって自立して生きるのが難しくなることで、自尊心が傷つくこともある。

自分たちのせいでないのに、これまで出来ていたことができないことは、その人を大きく苦しめる。周囲の人に、「いろんなできないのは犯罪被害のためであり、仕方のないことだ」と思っているが、そう思ってもらえないと感じることで、周囲との距離が広がる。被害者たちが感じている一番のことは、「同情ではなく理解がほしい。」ということである。

5. 犯罪被害者の願い（被害者から加害者へのメッセージ）

1)「知りたい、しかし知るのが怖い、矛盾した想い。」加害者が、今ここで、何をしているのか、どんな気持ちでいるのか、謝罪したいと思っているのか。自分がした行いについてどんなふうを考えているのか、直接加害者（受刑者）に会って、確かめたいし、文句もいいたい気持ちがある。

しかし、一方では加害者側から謝罪を申し込まれたら、すぐには会いたくないし、謝罪の言葉を受け取りたくない。中には加害者側から謝罪の手紙を手にとることさえためられるという声さえある。被害者たちは、自分の気持ちの整理がある程度できないと、加害者側からの謝罪に対しては対応することがなかなか難しいのが実情である。しかし、だからといって一度謝罪を断られたからそれですべてが終わりというわけでもない。次に述べるように、申し訳ないことをしてしまった、取り返しのつかないことをしてしまったという気持ちを加害者にずっと持ち続けてほしい。加害者にその気持ちが続いていることがわかれば、いつかはその気持ちを受け入れたいという被害者もいる存在する。どこかで自分自身が「被害者」であることにけじめをつけて、人生をやり直したいと思うとき、その節目の1つとなるのが、加害者の気持ちを知るときである。ただ、その矛盾した気持ちは、被害者の抱く心情の複雑さを意味するものであり、安易に被害者に期待するべきものではない。

2)「同じことを繰り返さないでほしい」これはほとんどの被害者たちが異口同音に口にする言葉である。自分や自分の家族が受けた被害を、決して無駄なものにしてほしくない。本当に反省しているのであれば、一生、その気持ちを持ち続けてほしい、と願っている。

3)ずっと見続けている 被害者やその家族、遺族は、被害を受け入れるまでにずいぶんと時間がかかる。心の傷が少しずつ癒されないと、受け入れることはできない。しかし、受け入れることができたからといって、それで終わりではなく、新しい苦悩が始まる。その苦悩とは一生付き合っていかなければなりません。その覚悟を、加害者（受刑者）にも求める気持ちがあるのでは当然の心理であり、そういう意味で、被害者たちは忘れることなく加害者を見続けている。

6. 再び犯罪や非行をおこさないために

1) 身近な人も被害者だということ 筆者は、刑務所や少年院での講話や講義の最後に、「あなたは今誰に会いたいですか?」と投げかける。もちろん彼らがすぐには会えないことを承知の上で投げかけるのだが、時には目を閉じてもらい会いたいと思う人を頭に浮かべてもらう。そこから3つのメッセージを伝える。

1) 「実はあなたの大切な人も被害者なのです。」会いたいと思った人は、自分にとって大切な人はず。実はその大切な人も、被害者と同じように苦しみや悲しみの中にいる。そのことを伝えると、はっと表情を変える人も多く、特に少年院では、表情を一変させる人が少なくない。被害者といえば、直接、怪我をさせたり、命を奪ったり、損害を与えた人をイメージすることまではできるが、実はもっと身近なところに存在することまでいたらない者も多い。中には、薬物犯罪などで直接的被害者がいない場合、被害者という存在そのものがびんと来ないケースも珍しくない。

家族、仲間、恋人、お世話になった人…いろいろな人を心に想像するとき、被害者と質や中身は異なるが、実はその人も似たような苦しみや悲しみを抱えていることを感じた場合には内面に変化があらわれる。特に少年院の場合は、刑務所に比べて変化があらわれやすいといわれる。

その時に感じた感情は、時に加害者を大きく揺さぶり、苦しい気持ちや追い詰められるような感情、責められたような気分など、実に複雑なものとして加害者を襲うこともある。時にそのことで、追い詰められる受刑者や少年もいるが、しょく罪にはそういったぎりぎりの感情さえ必要とされる。もちろん、刑務官や教官たちとの信頼関係の中で、講話や講演後のフォローをすることで、精神的に極限を超えることはないが、そのやり取りには最大限の神経を払って言葉を伝え、表情を読み取る。後述する受講記録にも触れてあるが、この複雑な気分・感情こそ、被害者たちが長い間苦しめられるものであり、被害者理解に大きく寄与すると考える。

2) 「やり直しはできる。」 刑務所や少年院に入ったことで、罪を犯したことで、自分の人生は終わりだと思っているとしたらそれは間違っている。二度と罪を犯さないということは、加害者に生まれ変わってほしいという被害者たちの切なる願いでもある。生まれ変われる、やり直しができる、そう願うから、被害者たちもそれぞれの背中に荷物を背負いながらも生きていく。やり直しはできる。加害者が真剣にやり直すことに努力をおしまないならば、そのことが一番被害者たちにとって「救い」になる。そのことの意味を忘れないでほしい。

3) 夢や希望を持つこと 自分の過去を反省し、償い続けるには、とても大きな力が必要。持続させることは実は容易ではない。また自分の償いがいつか相手に届く保障もないとしたら、償いの気持ちを持ちつづけること自体が苦痛をもたらし、マイナスの効果をもたらす可能性もある。償い続けるとは、同じことを再び繰り返さないことを、ずっと続けること。そのためには、自分の両足でしっかりと大地を踏みしめ、片方の足では、自分自身の過去をちゃんと反省しつつ、片方の足では自分の今を踏まえた上でこれからの未来をしっかりと見据えて、同じことを繰り返さない決意を持ってほしい。そのためには、夢や希望を持つことも大切。絶望的な気持ちのままでは、先に進めないことは被害者も一緒。だから、夢や希望を持つことも大切。大それたことでなくてもよい、いろんな形で、自分のできる精一杯の努力をして、社会に貢献することも夢や希望となる。自分の罪の重さに押し潰されそうになるが、でもその重さをばねにして生きることも大切。

夢や希望というフレーズを、加害者側に使うことには、ためらいがないわけではないが、それでも敢えて使う。少年たちや受刑者の表情が一瞬こわばる瞬間でもある。しかし、施設の中では同じ

過ちを犯すことはでないからいいものの、施設を出てからの生活はよほどのことがない限りは甘い誘惑や悪い社会環境により、また同じ過ちを繰り返す可能性が高いことは過去のデータの示すとおりである。そこでブレーキをかけるには、社会との大きなつながりが必要であり、家族や愛する人との絆や、自分自身と社会との絆となりうる「夢や希望」が大切であると考える。

最後に

ここに、筆者に寄せられた受講後の感想を掲載する。原文をそのまま載せているが、一部抜粋した文章である。

少年 A「今日の講話を受けて思ったことを正直に言います。先生のお話を聞いていると、本当に息が苦しくなって胸がギュっつつぶれそうな感じになって自分が本当に何も考えていなくて起こしてしまった事件で、被害者、被害者の家族を苦しめてしまい、今も苦しめて、これからもずっと消えない傷を付けてしまったこと。被害者の思いや先生の言葉がどんどん心に刺さって、本当にお話を聞くことが辛かったです。でも絶対に逃げないで自分がしてしまったことの大きさや責任をしっかりと考えて、被害者と向かい合いたいとも思いました。～被害者が傷つき続けるのなら、私がないほうが絶対に良いとも思いました。しかし、先生が教えてくださった被害者の気持ちの中にいろいろな気持ちがあり、私のことを一生忘れないし、見続けているかもしれないかもしれませんが、被害者の人たちに見られても恥ずかしくない生活をしていかなければならないと思いました。そんな生活をずっと送っていると自分の反省の気持ちやどう考えているかも少しずつわかっただけで、謝罪することができる日が来るかもしれません。～最後に自分は自分が起こしてしまった事を一生忘れることなく、しっかり生きていこうと思いました。」

少年 B「自分は被害者のリアルな気持ちを聞いて改めてとんでもないことをしてしまったんだなと思いました。特に少年事件は相手を深く知ることができないし、被害者によるストレスで家族がバラバラになる可能性もあるという話を聞いて心が痛くなりました。しかも二次的被害も受けてしまうし、自分が思っていた以上に被害を被害者は背負わなくてはいけないと知り、被害者の家族には申し訳ない気持ちでいっぱいになりました。」

少年 C「二度と同じ過ちを繰り返さず、社会に貢献していくことも謝罪の気持ちであるということを知り、少しでも気持ちも晴れた気がしました。今後の自分の生活をもう一度考え直していきたいと思いました。今日の話で、少し社会でやっていこうという勇気と、本当に生まれ変わり、もっと自分を向上させようとするやる気が出ました。」

少年 D「被害者側の苦しみや悲しみは一時的なものであって、時間が解決するものだと思っていましたが、今日の話聞いて自分の考えの甘さと自らの間違いを思い知らされました。～一番印象に残ったのは、『今自分の大切な人はどんな思いで過ごしているのかを考えてみなさい。』といわれたことです。僕たちは、親という身近な被害者についても忘れることなく生活しなければならないと思いました。」

受刑者 A「『私たちが受けた悲しみを他の人に味合わせたくない、二度と同じ過ちを繰り返さないでほしい』殆どの遺族や被害者の方たちが、このような同じ心情であると知り、私が犯した事件の重要性を再認識させられました。もし私が遺族の立場なら、ただただ加害者を殺したいほど恨む気持ちでいっぱい『他の人に同じ悲しみを…』といった心の余裕など持っていなかったと思います。そのことを逆に考えると、私が死刑になったところで許してはもらえないだろうとも同時に思いました。」

一方で加害者の謝罪を受け入れ、中には、励まされる達観した人もいることを知り、少し安心したような気持ちになってしまいましたが、都合のいいことは考えずに、そんな人もごく稀にいるということを自身の励みにして出所後、誠心誠意を持って謝罪に臨む所存です。」

受刑者B「私は問う施設に入所して現在2年になりますが、先ずこの広義を受講しようと思ったのは、丁度1年が過ぎた頃からでした。所内生活にも大分慣れ、他のことを考える余裕も出てきて、一人で考え事をする合間に自分の犯した罪の事を振り返りだしたのが切っ掛けでした。それまで贖罪の念というのはありましたが、出来ることと言えば、彼岸やお盆の時の法要位で被害者のご冥福を祈り、手を合わせることで自分を納得させる事位でした。そんな中、所内で被害者感情指導というものが在ると訊き、もう一度自分の犯した罪と向き合ってみようと思い申し込みました。～ 講義を受けるたびに被害者やその遺族の悲しみ、その後の生活が、自分が思っていた以上に多くの問題があり、多くの人を苦しめていたことを改めて思い知らされました。その中には私の家族もおり、私のことで悩んだことだと思いました。私も初めは起こしてしまった事は仕方がないと、なかば居直りの気持ちがあったのは確かです。でも講義を受けていくうち考え方も変化していき、最後の講義で外部の先生の身をもって体験したこと、被害者のその後、ご遺族のその後を切実に語っていただき、生の声を訊き、これ程迄に考えさせられたことはありませんでした。物腰の柔らかい優しい感じの先生で好感も持て理解しやすい話し方で話してくれ、それでいて、私たちの更生に少しでも役に立ちたいという気持ちがとても伝わってきました。それと私たちに二度と同じ過ちを起ささせたくないという信念も物凄いです…。私もこの受講を終えて自分の今までの生き方自体が間違っていたような気さえしました。

受刑者たちや少年たちのみんなの心に変化を与えることは難しいかもしれない。しかし、目の前の一人の受刑者、少年に誠心誠意被害者の実情と想いを伝えるとき、それは可能であると考えます。今後も、一人でも多くの受刑者や少年に被害者の置かれた実情を伝え、自分自身の過去を振り返るヒントを感じ取ってもらい、再犯への道に決別してもらうために、そしてそれが、被害者たちの「救い」につながるよう、「被害者の視点を取り入れた教育」を続けていきたい。